

## 神奈川県再犯防止推進会議の設置について

### 1 趣旨

平成28年12月14日に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律により、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図らなければならないこと、また、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を策定するよう努めなければならないこと等が定められた。

本県においては、こうした現状を踏まえ、平成30年度中に神奈川県再犯防止推進計画を策定することとし、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする「神奈川県再犯防止推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、神奈川県再犯防止推進計画の策定、再犯防止に関する事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うこととした。

### 2 概要

#### (1) 協議事項

- ・ 神奈川県再犯防止推進計画の策定に係る検討
- ・ 地域再犯防止推進モデル事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等
- ・ その他再犯防止施策に関すること

#### (2) 構成員

刑事司法関係機関、支援等を行う民間団体（16名程度）

#### (3) スケジュール

8月1日	第1回推進会議（県再犯防止推進計画骨子案の検討）
10月	第2回推進会議（県再犯防止推進計画素案の検討）
12月～1月	県再犯防止推進計画パブリックコメント
平成31年1月	第3回推進会議（県再犯防止推進計画案の検討）

### <参考>

#### ア 再犯の防止等に関する法律（平成28年12月14日に公布、施行）

再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める。

#### イ 再犯防止推進計画（平成29年12月15日に閣議決定）

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画